

熊本県有明海区漁業調整委員会

第520回議事録

令和5年（2023年）8月21日開催

第520回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)8月21日(月) 午後2時から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 西川幸一 浜口多美雄 平山泉
八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 藤森隆美 小森田智大

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行

参事 郡司掛博昭 技師 對馬康史

(傍聴人) 熊本県漁業協同組合連合会 指導部 河寄皇一郎

議 事

議 題

第1号議案 熊本県有明海区における漁業権の免許について(諮問)

第2号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
(諮問)

第3号議案 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議
に係る提案議題について(協議)

報 告

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第59回)の結果につ
いて(報告)

事務局

それでは、第520回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いた
します。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますの
で、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成
立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第520回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1
部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

資料の過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

みなさんこんにちは。まだまだ暑い日が続きますが、委員の皆さん体調に気を付けてください。

それでは、ただ今から第520回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は木山委員と八塚委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「熊本県有明海区における漁業権の免許について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしく申し上げます。

座ってご説明させていただきます。

熊本県有明海海区における第15次漁業権切替に関する漁業権の免許について諮問いたします。資料1ページに当課からの諮問文を掲載しております。

これまでの経過をおさらいしますと、5月16日に開催しました前回第519回の委員会におきまして漁場計画の答申をいただき、それを受けまして5月30日付けで漁場計画を公示いたしました。その後6月1日から7月18日までの期間に免許申請を受け付けて、県で申請者の適格性を審査した結果を今回の委員会にお諮りするものです。

それでは、資料2ページをご覧ください。熊本県有明海区における漁業権免許申請の総括表です。今回、49件の区画漁業権、21件の共同漁業権、合わせて70件の計画を策定しました。この70件の計画に対しまして70件の申請がありました。

次に適格性の審査表について説明いたします。資料3ページから5ページをご覧ください。

左から漁場計画番号、漁業の種類又は種別、免許の申請者、関係地区、適格性となっております。3ページが共同漁業権、4ページ以降がのり養殖業等の区画漁業権となっております。

漁業法の第71条において申請者がこの適格性を有する者でない場合は、知事は免許をしてはならないと規定されており、第72条には、漁業権の種類毎に、免許を受ける者の適格性が規定されています。

資料の6ページをご覧ください。適格性の審査手法を示しております。1段目、共同漁業権と新規の団体漁業権で区画漁業権の場合は、関係地区内に住所を有する1年に90日以上沿岸漁業を営む世帯数のうち申請のあった漁協に所属している組合員の世帯数が3分の2以上であれば適格性があると判断します。審査の流れは記載のとおりです。次に中段部分、既存の団体漁業権で区画漁業権の場合は、関係地区内に住所を有する当該漁業を営む世帯数のうち申請のあった漁協に所属し当該漁業を営む組合員の世帯数が3分の2以上であれば適格性があると判断します。のり支柱式養殖業の免許であればその関係地区ののり支柱式養殖業者の世帯数のうち、申請のあった漁協の関係地区内ののり支柱式養殖業者の世帯数が3分の2以上であればいいということになります。

漁協が自営する場合も含め経営者免許である個別漁業権の場合は、資料下段の基準で判断します。申請者が「漁業または労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」や「暴力団員等」でない場合、適格性が有ると判断します。

以上、適格性の審査について簡単に説明しましたが、実際の審査に当たっては、統計資料や事前に市町へ照会するなどして得た各種資料、あるいは提出を受けた免許申請の申請書及び添付書類等から判断しています。そして、今回の申請者については、審査の結果、すべて適格性有りと判断いたしました。

また、漁業法第73条第2項には、1つの漁業権に対し、複数の申請があった場合の優先順位が規定されています。免許をすべき者の判断基準について本県の基準を設定し、予め公表しておりましたが、今回は1つの漁業権に対して、複数の申請はありませんでした。

以上が第1号議案に関する説明になります。

資料どおりの内容で異議ない旨の答申をいただきましたら、本内容にて9月1日に免許の予定です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

異議なし

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただき知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただき内容について具体的に説明いたします。資料8ページから18ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の見やすい方をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。今回公示を予定している漁業は、新規許可では、えび流し網漁業他3漁業です。

許可の有効期間満了にともなう許可は、三角網漁業他2漁業です。

では、えび流し網漁業及び制限措置の概要について説明します。

法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を、4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の右の図のような漁具を設置し、クルマエビや柴エビを漁獲します。漁期は、周年で、主に4月から10月までとなっています。操業区域は、有明海と不知火海です。4番の参考図に色付けしている区域になります。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料8ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

くちぞこ刺し網漁業についてです。法令集のスライド5と6番です。くちぞこ刺し網漁業では、スライド5番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっていますが、かに網漁業の許可を受けている者が申請する場合は、10月1日から翌年7月31日までとなります。操業区域は、スライド6番の参考図に色付けしている有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は3隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料9ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

かに網漁業についてです。スライドは、7番と8番です。スライド7番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ガザミやイシガニを漁獲します。漁期は、5月から11月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド8番の参考図に色付けしている有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料(10)ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については、以上です

ばいご漁業についてです。スライドは、9番と10番です。スライド9番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド10番の参考図に色付けしている有共第9号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料11ページに記載のとおりとなっています。ばいご漁業については、以上です。

以上新規許可の4漁業についてご説明しました。

つづきまして、期間満了に伴う3漁業についてご説明します。

まず、三角網漁業についてです。法令集の11番に漁法を、12

番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の右図のような漁具を漁船で押したり、曳いたりして、えび類やあみ類を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド12番の参考図に色付けしている共同漁業権漁場の組み合わせとなっています。許可予定の隻数は73隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料12ページから15ページの記載のとおりとなっています。三角網漁業については、以上です。

うなぎ柴漬け漁業についてです。スライドは、13番と14番です。木の枝等を束ねた柴を海底に設置しまして、狭いところを好むウナギの習性を利用して、うなぎを漁獲します。主に有明海の河川の河口域で営まれています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、有共第6号、同第10号及び同第15号共同漁業権漁場内、許可予定の隻数は6隻、その他の内容は、資料16ページに記載のとおりとなっています。

筒漁業についてです。スライドは、15番と16番です。スライド15番に漁法を、16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の左の図のように、入った魚が出にくくするための返しを付けた円筒型の漁具を右下の図のように設置し、あなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は周年となっています。なお、ウナギについては、令和4年8月2日発出の委員会指示第46号により、10月1日から翌年3月31日まで採捕禁止期間となっていますので、漁獲された場合は放流することとなります。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド16番の参考図に色付けしている共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は11隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料17ページに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。

許可の申請期間についてです。スライド17番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和5年8月23日から令和5年8月31日までを予定しています。

期間満了に伴う許可の申請期間は、三角網漁業につきましては当初令和5年8月10日から令和5年8月18日までとしておりましたが、先日の台風6号により、本委員会が本日8月21日に延期となったことから、申請すべき日を8月23日としました。ウナギ柴漬け漁業及び筒漁業は令和5年8月23日から9月13日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

木山委員

漁獲高の把握のため漁期の終わった段階で、結果報告ですが、これを求められていると思うんですが、水産振興課としては、どの時期に報告させているのか。

水産振興課

水産振興課です。お答えします。全てのこちらで出してる許可証について、その許可が終了した翌月の基本的には10日までに報告をお願いしています。ただし12月31日に終わる許可に関しましては、1月20日までに、報告をお願いしますということで、全ての許可証の裏面の方に記載しております。

木山委員

わかりました。それとですね、もう一つお尋ねなんですけども、更新される許可ってこのように非常に多いわけですね。それで、果たしてこの許可をもらった人たちがどれぐらいですね。全ての人が多分出ていないのが実情だと思うんですね。ですから、そういった人たちは漁獲高ゼロってということで、報告をいただいているんですかね。

水産振興課

水産振興課でございます。報告の際には、操業日数とそれぞれの漁獲量を報告いただいております。仮に何らかの理由でその漁業時期の間に出漁できないという場合にはその理由、例えば体調を崩されていたとかですね、そういったところを記載していただくという形になっております。

木山委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

それでは、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、第3号議案「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合

会九州ブロック会議に係る提案議題について」となっておりますが、事務局から次の報告事項も併せて説明したいとの申し出があっており、3号議案と報告事項を合わせての説明をしてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

水産振興課

委員会事務局でございます。

資料は、19ページ以降になります。

はじめに、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について御説明いたします。

令和5年5月26日に東京都において4年ぶりとなる対面での通常総会が開催され、本県の代表として熊本県連合海区漁業調整委員会の江口会長に御出席いただきました。通常総会では、令和4年度に提案した要望事項などが審議、承認され、法令集の緑色の付箋のページに掲載している令和5年度の要望書により、7月11日に水産庁をはじめとした関係省庁への要望活動が行われました。要望活動の結果については、現在取りまとめ中とのことです。

本委員会では、11月に佐賀県で開催予定の九州ブロック会議に向け、令和5年度の提案議題を取りまとめる必要があることから、協議していただきます。

今年度は、提案議題を4件予定しています。資料19ページから23ページまでの3議題については、昨年度と同様の内容で提出し、ミニポート関連につきましては、昨年度及び今年度に天草不知火海区漁業調整委員会の佐々木委員から提案のありましたスタンドアップパドルボード通称SUPについて追記の上、提出したいと考えています。

では、各議題の内容についてご説明します。

まず、資料19ページの「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」です。

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

令和2年12月の改正漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。

については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

次に、資料20ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」です。

大中型まき網漁業は、1そう又は2そうの網船と呼ばれる数十トンから数百トンの大型漁船を中心に船団を組んで操業します。広域的にあじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲することから農林水産大臣の許可を必要としています。近年の漁獲量は、大中型まき網漁業は、全国の海面漁業の約30パーセントを占め、特に、まいわしやかつおといった魚種については、60パーセント以上を占めています。大中型まき網漁業は、第2号議案でお諮りした知事許可漁業のような数十トンから十数トンの小型の漁船を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生するおそれがあることから、大中型まき網漁業には、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。

資料21ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図になります。赤い線より内側が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になります。本県の海域においては、海岸から約2,500メートル以内が禁止区域となっておりますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のように、禁止区域が設定されていない区域があります。一方で、長崎県は約5,000から15,000メートル、鹿児島県も約4,000メートルまでが禁止区域となっております。

このように、熊本県海域では操業禁止区域が狭いため、昭和60年頃から大中型まき網漁業による、熊本県沿岸での操業が増えてきました。

そのため、本県西海地区漁協連絡協議会と鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合との間で熱心な話し合いが重ねられ、平成18年に両者で黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定が結ばれました。この区域は、現在も協定のみであり、仮に操業したとしても違反にはなりません。このため、操業禁止区域の拡大を引続き要望するものです。

次に、資料22、23ページの「東シナ海における漁船の安全操業確保について」です。資料23ページに要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してある

のが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。この海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業が操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、その数に不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大しているところです。実際に中国の船舶から追いかけられ、怖くて操業できないという情報も寄せられています。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、外国公船等の航行情報を漁業者向けに迅速に発信できるよう要望するものです。

最後に、資料24ページの「ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について」ご説明します。近年、マリレジャーの普及により、ミニボートやスタンドアップパドルボード通称SUPを利用した釣りやレジャーが盛んに行われて、海難事故も多くなっています。

ミニボートとは長さ3メートル未満、エンジン出力1.5キロワット未満の小型のボートを指しますが、ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁船等からの視認性が悪いという特性を理解しないまま沖合に出て海難事故が発生しています。また、海面近くに浮かぶSUPはさらに視認性が悪いことや風波により沖合へ流されやすいことから、SUPを始めて3年以内の経験の浅い人が海難事故を起こすケースが多いとのこと。

このため、ミニボートやSUPによる海難事故の防止に向けた対応を要望するものです。

以上が説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

なお、突発的な提案議題や内容の変更等が生じた場合は、橋本会長にご一任いただくことを併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から、第3号議案及び報告事項について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

なし。

議長 それでは特に無いようですので、第3号議案は、事務局が示した案のとおり回答してよろしいですか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。
 それでは、第3号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答することとします。
 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員 なし。

議長 それでは第520回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。